成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請及び届出の一般的手続）	（申請及び届出の一般的手続）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、法定代理人（営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に限る。次条第三項第四号並びに第八条第二項第一号及び第三号において同じ。）がある場合には、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）がなければならない。	2　前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、法定代理人又は保佐人がある場合には、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）がなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
3　［略］	3　［同上］
（質屋の許可の申請）	（質屋の許可の申請）
第二条　法第二条第一項の規定による質屋の許可申請書には、次の事項を記載しなければならない。	**第二条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　法定代理人のあるときは、その住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者その他業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日）	四　法定代理人又は保佐人のあるときは、その住所及び生年月日（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者その他業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日）
五　［略］	五　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　［同上］
一　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　法第三条第一項第四号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	ロ　［号の細分を加える。］成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
ハ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書	
二　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　代表者その他業務を行う役員に係る前号イからハまでに掲げる書類	ロ　代表者その他業務を行う役員に係る前号イ及びロに掲げる書類
三　管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及びハに掲げる書類並びに法第三条第一項第九号ロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面	三　管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及びロに掲げる書類
四　法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イ及びロに掲げる書類（法人の場合は、第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る第一号イ及びロに掲げる書類）	四　法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イに掲げる書類（法人の場合は、第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る第一号イに掲げる書類）及び後見に関する証明書